生活保護基準の引き下げに反対し、生活保護法改悪案と 生活困窮者自立支援法の再提出に強く反対する決議

1 安倍内閣は、生活保護の生活扶助基準額を3回にわたって段階的に平均6.5%、最大10%引下げることを決定し、2013年8月に最初の引き下げを行った。

しかし、この引き下げには全く根拠がなく、生活保護受給者や生活保護受給していない低所得者の生活までも脅かすもので許されないことは、自由法曹団が本年5月20日に発した「生活保護基準の引き下げと生活保護法改悪に強く反対する決議」ですでに述べたとおりである。

この過去最大の引き下げに対し、2013年10月10日現在、すべての都道府県で合計1万225件の審査請求が提起された。生活保護の震災請求では2009年の審査請求件数1086件が過去最多であり、わずか2ヶ月余りでその10倍の審査請求が、提起されたのである。

生活保護受給者に対するバッシングや担当ケースワーカーとの関係悪化の懸念などの 障害を乗り越えて行われた審査請求であり、この引き下げがいかに道理がなく、生活保 護受給者の生活困窮を招いたことに対する怒りが強いことを表すものである。

この当事者の怒りに真摯に向き合い、来年4月に予定されている引き下げを中止し、 むしろ食料品や燃料が高騰し、来年4月から消費税の引き上げが予定されている状況か らは、物価上昇に見合うように生活扶助基準額を引き上げるべきである。

2 また、2013年10月4日から再開された社会保障審議会生活保護基準部会では、 住宅扶助や加算制度や技能習得費等の一時扶助についての見直しが議題として上がって いる。

住宅扶助費が低額で、特に多人数世帯では転居先が見つからない事態が生じており見なおすのであれば住宅扶助額を実態に見合った制度に引き上げるべきである。

就労収入に対する「特別控除」が昨年11月の基準部会で示されたアンケートを根拠に廃止されたのと全く同様の手法によって技能習得費を廃止することが懸念される。就労指導の強化を強調しながら一方で、就労自立に資する技能習得費を廃止するようなことがあってはならない。

昨年11月の基準部会の結論が、生活扶助基準の引き下げに利用されたようなことにならないように、慎重な審議が求められると同時に、当事者の意見を聞いて実態に即した制度改正とするべきである。

3 政府は、今年6月の通常国会で多くの国民の反対の世論に押され廃案になった生活保護法「改正」案を再び10月15日から始まる臨時国会で提出すると報道されている。

この「改正」案は、本年5月20日の「生活保護基準の引き下げと生活保護法改悪に強く反対する決議」で述べたとおり「水際作戦」を合法化し、扶養義務の強化により事実上扶養を生活保護の要件としているものであり、生活保護の利用がさらに困難になり、憲法25条で保障された生存権が崩壊することになるものである。

このような生活保護法「改正」案の再提出に、強く反対する。

4 さらに、生活保護法「改正」案と同時に今年の通常国会に提出され廃案となった生活 困窮者自立支援法の再提出も再び臨時国会で提出すると報道されている。

この生活困窮者自立支援法は、要保護者は対象にならないとされており、生活保護につなぐための制度となっていない。そのため、「安易に生活保護を受給する方を水際で止める」と奈良市長が述べているとおり、生活困窮者を生活保護から排除する新たな水際作戦に利用される危険性がある。

また、生活困窮者就労訓練事業(中間的就労)に従事する者は、労働基準法上の「労働者」に該当しない場合もあるとされており、労働に従事しながらも最低賃金などの労働者としての権利が保障されない無権利状態におかれる可能性もある。すなわち、生活困窮者が「就労訓練」の名目で貧困ビジネスの食い物にされる可能性がある。

このように、問題点が多い生活困窮者自立支援法についても再提出に強く反対する。

5 貧困の拡大は、低賃金・不安定雇用の増加と低年金・無年金者が増大したという社会 的・構造的な問題が背景にある。

しかし、自民党の憲法改正草案 2 4 条 1 項「家族は、互いに助け合わなければならない」と規定され、本年 8 月 2 1 日に発表された「プログラム法案骨子」では「自らの生活を自ら又は家族相互の助け合いによって支える自助・自立を基本とし、これを相互扶助と連帯の精神に基づき助け合う共助によって補完し、その上で自助や共助では対応できない困窮等の状況にある者に対しては公助によって生活を保障するという考え方を基本に、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図る」として、家族の支えと自己責任で生活をすることを目指している。

これでは、生存権を定めた憲法25条を空文化するものであり、絶対に容認できない。 自由法曹団は、生活保護の生活扶助基準の引下げ及び生活保護法「改正」案、生活困窮 者自立支援法に反対し、雇用の安定、社会保障の充実に向けていっそうの奮闘をするも のである。

> 2013年10月21日 自由法曹団 岩手・安比高原総会